

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（3月改定）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">2023年3月1日</p> <p>目次 （省 略） 第1章 総則 （適用） 第1条 （省 略） （特記仕様書への委任） 第2条 （省 略） 2 （省 略） 3 （省 略） （配置技術者の工事現場への専任及び途中交代） 第3条 主任技術者____、監理技術者及び監理技術者補佐は、以下の各号に掲げる期間は、工事現場への専任を要しない。 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) (省 略) (5) (省 略)</p> <p><u>2 配置した特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中交代を認めるものとする。なお、その他の場合において監理技術者等の途中交代を希望するときは、発注者と事前に協議すること。</u></p> <p><u>(1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合</u> <u>(2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合</u> <u>(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合</u> <u>(4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合</u></p> <p><u>3 配置している監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者の同意を得なければならない。また、交代できる技術者は当初配置されていた監理技術者等と同等以上の技術力を有する技術者でなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">2022年12月12日</p> <p>目次 （省 略） 第1章 総則 （適用） 第1条 （省 略） （特記仕様書への委任） 第2条 （省 略） 2 （省 略） 3 （省 略） （配置技術者の工事現場への専任_____） 第3条 主任技術者又は 監理技術者_____は、以下の各号に掲げる期間は、工事現場への専任を要しない。 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) (省 略) (5) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（3月改定）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">(第1章第4条から第8章まで省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">(第1章第4条から第8章まで省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 被災農林漁家の就労機会の確保</p> <p>第44条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行なうので、受注者は協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 工事着手時点における雇用見込人数</u> <u>(2) 月毎の雇用実績人数</u>